

函館市過疎地域持続的発展市町村計画（案）《概要版》

1 策定の背景・趣旨

- * 本市は、平成26（2014）年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」により、全市域が過疎地域に指定されていたが、令和3（2021）年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では、**旧4町村地域のみが過疎地域に指定された。**
- * こうしたなか、本市の人口減少対策を取りまとめた「第2期函館市活性化総合戦略（2020～2024）」を踏まえ、地域の持続的発展に向けた指針とするため、「函館市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する。
- * なお、旧函館市域についても、一定期間、財政上の支援措置等を受けられる経過措置が適用されるため、**全市域を対象とした計画**とする。

2 計画期間

- * 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

3 持続的発展に向けた取り組みの方向

◎ 人口減少の主な要因

- ・ 若年層を中心とする大都市圏への人口流出
- ・ 合計特殊出生率の低下などによる出生数の減少

- * 恵まれた観光資源や水産資源を有するほか、交通の要衝であること、多様な学術研究機関が集積していることなどの**本市の優位性を生かしながら、交流人口・関係人口の拡大や地場産業の振興、企業誘致などに取り組む**ことで、地域経済の活性化を図り、雇用の場の維持・確保につなげる。

さらに、**安心して子どもを産み育てることができる環境や、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らせる環境を整備**するなど、様々な分野にわたる取り組みを継続して進める。

4 計画の基本方針

- * 「第2期函館市活性化総合戦略」に掲げる3項目を基本方針に位置付ける。

- 1 市民一人ひとりの幸せを大切にします
- 2 函館の経済を支え強化します
- 3 快適で魅力あるまちづくりを進めます

5 基本目標の設定

- * 「第2期函館市活性化総合戦略」に掲げる数値目標を踏まえ、次の2つを基本目標に設定する。

項目		基準値	目標値
基本目標1	合計特殊出生率	1.23 (2018年)	1.27以上 (2025年)
基本目標2	20～29歳の市外への転出超過数	累計2,205人 (2014年～2018年)	累計2,095人以下 (2021年～2025年)

- * 毎年度、計画の達成状況を評価し、その結果を改善に繋げる。

6 施策別項目および主な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規学卒者の本市への就職促進 ・ 定住自立圏や青函圏での連携促進 ・ 未来のIT人材の育成推進
② 産業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・漁業の経営近代化施設の整備 ・ 農業・漁業の後継者等の育成・確保への支援 ・ 農水産物の高付加価値化 ・ 地域産品等の国内外販路の拡大 ・ 企業誘致の推進 ・ 新たな観光資源の創出や広域観光の充実 ・ 雇用対策の推進
③ 地域における情報化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の整備
④ 交通施設の整備, 交通手段の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内幹線道路や生活道路の整備 ・ 持続可能な公共交通網の構築
⑤ 生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道の整備 ・ 廃棄物処理施設の整備 ・ 消防・救急施設の整備 ・ 防災意識の向上や地域防災力の強化 ・ 空き家の除却への支援
⑥ 子育て環境の確保, 高齢者等の保健および福祉の向上および増進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の推進や保育サービスの向上 ・ 福祉拠点の整備・運営 ・ 障がい福祉サービスの提供 ・ 健康づくり事業の推進
⑦ 医療の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設設備の整備 ・ 夜間診療や救急医療体制の充実
⑧ 教育の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等の整備 ・ スクールバスの運行 ・ 地域の特性を生かした生涯学習の推進 ・ 地域コミュニティ施設や体育施設の整備 ・ 教育費負担に対する支援
⑨ 集落の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の維持対策
⑩ 地域文化の振興等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文遺跡などの整備・活用 ・ 歴史的建造物の保存・活用
⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種発電システムの導入 ・ 新エネルギー等システム設置への支援
⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害の防止対策

7 今後のスケジュール

- * 7月 パブリックコメントの実施, 北海道と事前協議
- * 8月 パブリックコメントの結果公表, 北海道と正式協議
- * 9月 計画の議決・成案化, 国へ提出

《参考資料》過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年4月1日に施行された。

《 地域指定について 》

◆ 本市の状況

- ・ 平成16年12月 1日（合併）： 一部過疎指定 [旧4町村地域]
- ・ 平成26年 4月 1日： 全部過疎指定 [函館市全域]
- ・ 令和 3年 4月 1日： 一部過疎指定 [旧4町村地域]

* 「人口要件（人口減少率）」と「財政力要件（財政力指数等）」のいずれも満たす場合、過疎地域として指定される。

◆ 他都市の状況

- ・ 全 国： 820市町村／1,718市町村 [全部過疎650, みなし過疎21, 一部過疎149]
- ・ 北海道： 148市町村／179市町村 [全部過疎141, みなし過疎1, 一部過疎6]

《 支援措置について 》

◆ 主な支援措置

- ① 過疎対策事業債の発行（充当率100％，元利償還金の70％を普通交付税措置）
- ② 国庫補助率のかさ上げ（教育施設，児童福祉施設などの整備）
- ③ 国税の減価償却の特例（設備投資を行った際の建物等の資産について，通常の償却額に加え，取得価額の一定割合を損金に計上）
- ④ 地方税の減収補填措置（事業用資産の取得において，条例に基づき課税免除を行った場合，地方税の減収分の75％を普通交付税で補填）

[③国税の減価償却の特例，④地方税の減収補填措置の概要]

項目	内 容	※下線は，新規・拡充箇所
対象税目	③ 国 税：法人税，所得税 ④ 地方税：固定資産税，事業税，不動産取得税	
対象業種	製造業，旅館業，農林水産物等販売業， <u>情報サービス業等</u>	
取得価額要件	<u>500万円以上，1,000万円以上，2,000万円以上</u> ※資本金規模等により異なる (旧法：③2,000万円以上 ④2,700万円以上)	
対象設備投資	取得，製作，建設（新築，増築， <u>改築等</u> ）（旧法：新設・増設のみ）	
適用期間	3年間（令和6年3月31日まで）	

◆ 旧函館市域への経過措置

- ① 過疎対策事業債の発行：6年間
〔ハード分〕 旧函館市分の発行限度額は，過去の発行実績をもとに算出した基準額に，次の漸減率を乗じた額
(1～3年目：100% 4年目：80% 5年目：70% 6年目：50%)
〔ソフト分〕 発行限度額は，過疎地域と同様の方法で算定した額
- ② 国庫補助率のかさ上げ：6年間
- ③ 国税の減価償却の特例：過疎地域と同じ（3年間）
- ④ 地方税の減収補填措置：過疎地域と同じ（3年間）